

議題

新規テーマに関連する事項

項目

連結納税制度改正への対応（企業会計基準委員会からの報告）

I. 連結納税制度の改正の概要

1. 2019 年 9 月に内閣府の税制調査会より公表された「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」には、以下の記載がある（下線は事務局による）。

(4) 企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直し

連結納税制度は、企業の組織再編成を促進し、我が国の企業の国際競争力の維持強化と経済の構造改革に資することになるとの考えに基づき、平成 14 年度に導入されて以降、15 年余りが経過した。その間、本制度は企業グループの一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきた。一方、親法人への情報等の集約化の程度は様々である、本制度の下での税額計算が煩雑である、税務調査後の修正・更正等に時間がかかり過ぎる、といった指摘があり損益通算のメリットがあるにもかかわらず、本制度を選択していない企業グループも多く存在する。

このため、本制度の適用実態や多様なグループ経営の実態を踏まえた見直しを行うことにより、企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備する必要がある。こうした問題意識を踏まえ、当調査会の下に「連結納税制度に関する専門家会合」を設置して検討を進め、本年 8 月にとりまとめを行い、見直しに当たっての基本的考え方等を示したところである。

すなわち、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは維持しつつ、制度の簡素化により、企業の事務負担の軽減を図ることで、企業グループの事務処理能力の差が制度の選択に与える影響をできる限り小さくし、課税の中立性・公平性を確保する必要がある。具体的には、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとすることが適当である。また、組織再編税制との整合性や租税回避防止の観点も重要である。

今後、上記を含め専門家会合におけるとりまとめの内容を踏まえながら、具体的な制度設計を進めていくべきである。

2. 上記に基づく制度改正の具体的な内容や、適用時期などの詳細は、今後の法人税法の改正の過程で明らかにされるものと考えられるが、従来の連結納税制度の基本的

な枠組みの見直しが行われることになるものと考えられる。

II. 会計基準に与える影響

3. 現在、連結納税制度に関する会計上の取扱いは、以下の会計基準等において示されている。
 - 実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」
 - 実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」
4. 仮に第 1 項の連結納税制度の見直しが行われる場合、上記の 2 つの実務対応報告の改廃が必要になるものと考えられる。
5. また、第 1 項の連結納税制度の見直しに関する法人税法の改正が、2020 年 3 月 31 日までに国会において可決、成立した場合、現行の会計基準等によれば、2020 年 3 月以降に決算日を迎える企業の財務諸表において、改正後の制度を前提として、税効果会計の適用を行う必要がある¹。かりに制度改正の適用時期が先になった場合であっても、2020 年 3 月以降に決算日を迎える企業の会計処理について何らかの会計基準上の対応をすることが必要になる可能性があり、制度改正が行われる場合には、その対応には緊急性が求められると考えられる。
6. 以上を踏まえ、企業会計基準委員会では、税制改正が行われることが明らかになった段階で、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 22 条第 3 項に基づき、企業会計基準委員会における新規テーマとして取り扱うことを考えている。
7. 本日の基準諮問会議においては、この企業会計基準委員会の対応の方針についてご意見を伺いたい。

¹ 企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

44. 繰延税金資産及び繰延税金負債の額は、決算日において国会で成立している税法（以下、法人税等の納付税額の計算方法が規定されている我が国の法律を総称して「税法」という。）に規定されている方法に基づき第 8 項に定める将来の会計期間における減額税金又は増額税金の見積額を計算する。なお、決算日において国会で成立している税法とは、決算日以前に成立した税法を改正するための法律を反映した後の税法をいう。

ただし、税法に規定されている納付税額の計算方法のうち、税率については、第 45 項から第 49 項に従う。

資料(1)-4

(参考) 企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則 (公益財団法人財務会計基準機構の理事会が制定)

(審議テーマの決定)

第 22 条 委員会は、定款第 63 条第 2 項の定めにより、基準諮問会議から審議テーマ又は優先順位等についての提言を受けた場合、原則として、基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定する。

2 委員会は、基準諮問会議に対し、審議テーマについての検討を要請することができる。

3 委員会は、第 1 項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。

以 上